

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議決を求め
る。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成 1 3 年教育委員会規則第 1 9 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表熊本市立図書館の項及び熊本市立植木図書館の項を次のように
改める。

熊本市立図書館	午前9時30分から午後7 時まで	午前9時30分から午後 6時まで	午前9時30分から午後 6時まで
熊本市立植木図 書館	午前9時30分から午後6 時（ただし、6月から9月 までの間は午後7時）まで	午前9時30分から午後 6時まで	午前9時30分から午後 6時まで

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市立図書館の開館時間を変更するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等
規則（昭和 2 7 年教委規則第 6 号）第 1 条第 8 号の規定に基づき議決を求める必要

がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）新旧対照表

改正案				現行			
<p>第1条（略）</p> <p>（利用時間）</p> <p>第2条図書館及び分館の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、集会室の使用については午前9時30分から午後5時までとし、ホールの使用については午前9時30分から午後10時までとする。</p>				<p>第1条（略）</p> <p>（利用時間）</p> <p>第2条 図書館及び分館の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、集会室の使用については午前9時30分から午後5時までとし、ホールの使用については午前9時30分から午後10時までとする。</p>			
名称	火曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）	土曜日	日曜日及び休日	名称	火曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）	土曜日	日曜日及び休日
熊本市立図書館	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後6時まで	午前9時30分から午後6時まで	熊本市立図書館	午前9時30分から午後6時（ただし、6月	午前9時30分から午後6時まで	午前9時30分から午後6時まで
熊本市立植木図書館	午前9時30分から午後6時（ただし、6月から9月までの間は午後7時）まで	午前9時30分から午後6時まで	午前9時30分から午後6時まで	熊本市立植木図書館	から9月までの間は午後7時）まで	午前9時30分から午後6時まで	午前9時30分から午後6時まで
熊本市立城南図書館	午前9時30分から午後8時まで	午前9時30分から午後8時まで	午前9時30分から午後6時まで	熊本市立城南図書館	午前9時30分から午後8時まで	午前9時30分から午後8時まで	午前9時30分から午後6時まで
				熊本市立とみあい図書館	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後6時まで	午前9時30分から午後6時まで

熊本市立とみあい図書館	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後6時まで	午前9時30分から午後6時まで
<p>2 前項の規定にかかわらず、集会室の使用については午前9時30分から午後5時までとし、ホールの使用については午前9時30分から午後10時までとする。ただし、ホールの使用目的に必要な準備等に関し、午前8時30分から使用できるものとする。</p> <p>3 条例別表の使用時間区分には、準備、練習、片付け、物品の搬入・搬出の使用に必要な一切の時間を含むものとする。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第3条～第32条 (略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、集会室の使用については午前9時30分から午後5時までとし、ホールの使用については午前9時30分から午後10時までとする。ただし、ホールの使用目的に必要な準備等に関し、午前8時30分から使用できるものとする。</p> <p>3 条例別表の使用時間区分には、準備、練習、片付け、物品の搬入・搬出の使用に必要な一切の時間を含むものとする。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第3条～第32条 (略)</p>		

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

熊本市立図書館の開館時間延長試行の報告について

1 開館時間延長試行内容

- ・試行期間 平成 27 年 10 月～平成 28 年 5 月
- ・試行内容 平日の閉館時間 18：00 を 19：00 に延長する。

	現行	試行
平日	(6月～9月) 9：30～19：00 (10月～5月) 9：30～18：00	(一年を通して) 9：30～19：00

2 試行期間の利用状況（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）

4 月、5 月は、熊本地震による休館や一部利用制限があったため含めない。

(1)平成 25 年度との比較

	H27 年 10 月 ～H28 年 3 月	H25 年 10 月 ～H26 年 3 月	比較	
来館者数	232,077 人	191,735 人	40,342 人増	21.0%増
貸出者数	109,285 人	82,964 人	26,321 人増	31.7%増
貸出冊数	421,222 冊	419,929 冊	1,293 冊増	0.3%増

平成 26 年度は、休館したため平成 25 年度と比較。

(2)延長時間帯（18：00～19：00）の利用状況

（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月の平日）

	9：30～19：00	内、18：00～19：00	
来館者数	114,238 人	4,129 人	3.6%
貸出者数	109,285 人	5,541 人	5.1%
貸出冊数	421,222 冊	19,079 冊	4.5%

3 開館時間延長の効果

試行期間の来館者数は、平成 25 年度と比較して 21%増加し、貸出者数は、31.7%増加している。

また、延長した 18：00 以降の来館者数は、1 日の来館者数の 3.6%（平均 44 人）であるが、18：00 時点で館内に平均 40 人の利用者が滞在されており、最も利用者の多い時間帯の約 43%となっていることから、18：00 以降も多くの方が利用されている状況にある。

今回の開館時間延長は、図書館施設改修やシステム改修等によるサービス向上の取組と併せて利用促進に一定の効果があったものと考えられる。